

## 第6次鴻巣市総合振興計画後期基本計画策定支援業務委託審査基準書

## 1. 審査項目

審査における評価項目は以下のとおり

審査項目	評価項目	評価の視点・判断基準	配点
別紙5 技術資料	実績	・本業務と同種業務についての事業者及び配置予定者の受託実績が十分にあるか。	5
	実施体制	・業務内容に対して必要な経験・能力を有する人員の体制がなされているか	5
別紙8 企画提案書	業務内容	・前期計画の課題を的確に捉えられる具体的な提案となっているか。	5
		・本市の特性や課題を的確に把握し、昨今の急激な社会・経済情勢の変化や、国や県の動向を踏まえた具体的な提案がなされているか。 ・市民ニーズを計画に反映させるための具体的な提案がなされているか。	15
		・施策体系や成果指標等の見直しに向けた具体的な取組についての提案がなされているか。 ・後期計画策定後の行政評価に基づく管理・運営方法について、具体的かつ実現性の高い提案がなされているか。	20
		・その他、本市にとって有益な独自提案がなされているか。	5
	企画提案書全般及びプレゼン	・業務意図を理解できているか。 ・企画提案書が的確にまとめられているか。 ・限られた時間の中で、ポイントを押さえた説明・質疑応答への的確な対応がなされているか。	10
別紙9 業務工程表	業務工程	・適切かつ実現性の高い業務工程が提案されているか。	5
別紙10 業務見積書	見積額	・配点×(最低提案価格÷提案者の提案価格)	30
			100点

## 2. 評価方法

1. 審査項目について、「第6次鴻巣市総合振興計画後期基本策定支援業務委託におけるプロポーザル審査委員会」が定める評価員が、企画提案書などの提案に基づき、点数化し評価します。  
(見積額については、構成員によらず判断基準に基づく配点となります。)

## 3. 優先交渉権者の決定方法

- ① 本結果を第6次鴻巣市総合振興計画後期基本策定支援業務委託におけるプロポーザル審査委員会に報告し、同委員会で審議の上、最も点数が高い事業者を優先交渉事業者として決定します。
- ② なお、合計点数が同点の場合には、「見積額」の評価が最も高い（見積金額が低い）事業者を、優先交渉権者とします。
- ③ 実施説明書10のとおり、選考結果は、令和3年6月7日（月）付で「プロポーザル審査結果通知書」を、郵送及び電子メールにて通知します。
- ④ 優先交渉事業者とは、実施説明書11のとおり、契約締結に向けた個別交渉を行います。  
なお、優先交渉事業者との個別交渉が合意に達しない場合には、次点の提案事業者と個別交渉を行います。